

※ 本書面の情報は令和元年10月15日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります



### ■ 水害にあったときに最初知っておくべきことは何ですか？



水害にあったときの対処法については、①後日の被害証明のための被害状況の写真・動画撮影、②保険会社など連絡すべき相手、③片付け、泥出しの注意点、④り災証明書の申請などについてわかりやすくまとめられた冊子があります。  
「水害にあったときに」で検索して確認してみましょう。

\*画像は震災がつなぐ全国ネットワーク様HPより引用しました



自宅や車などが浸水などの被害にあってしまったときには、自宅については市町に、り災証明書を申請したり、火災保険や自動車の車両保険に加入している人は、保険会社への確認や、保険金の請求をします。その際、正しく被害の認定がされるように、自宅や車などの様々な場所を写真や動画で撮影しておきましょう。撮影のポイントは、「トリセツ 水害」で検索すると、常葉大学附属社会災害研究センター作成のリーフレットを入手できます。

## 1 被災者の方への支援

### ■ ボランティアによる支援について

水害による土砂の撤去や片付けなどは、ボランティアによる支援を積極的に活用しましょう。ボランティアを頼みたいときには、地域の**社会福祉協議会**に連絡をして下さい。

### ■ 当面の生活費をどうにかするには？

一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付（緊急小口資金）が受けられる可能性があります。詳しくは**各市町の社会福祉協議会**まで。

### ■ 災害時にお金が借りられる制度はありますか？

以下のような制度があります。【 】内が窓口となります。所得要件等がある場合もあるので、詳細は各窓口にお問い合わせください。

- ◆ **災害甲斐金法による貸付【市町】**  
災害援護資金制度（負傷・住家被害 最大350万円）
- ◆ **生活福祉資金制度【社会福祉協議会】**  
災害援護資金（150万円・無利子～1.5%）  
住宅補修費貸付（250万円が目安）  
その他 総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金も。
- ◆ **母子父子寡婦福祉資金貸付金【自治体の福祉事務所】**  
被災者には償還金の支払猶予措置もあり。  
住宅の補修等については200万円以内で貸付。
- ◆ **国の教育ローン【日本政策金融公庫】**  
入学資金、在学資金等の融資。一人あたり350万円以内。

### ■ り災証明書って何？ これがあるとどうなるの？

り災証明書とは、地震や風水害などの被災者からの申請により、市町が住宅の被害を調査して発行する証明書です。全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水などに分かれます。**り災証明書は、各種支援金、税の減免、融資申請などに必要**となりますので、市町の案内に従って申請してください。

災害救助法が適用された地域の、り災証明書にもとづく応急修理制度については、下で説明していますので、あわせてご確認ください。

- ◆ **年金担保貸付、労災年金担保貸付【独立行政法人福祉医療機構】**  
年金額の8割かつ200万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修資金など。
- ◆ **恩給等担保貸付【日本政策金融公庫】**  
恩給年金を担保に教育費や居住関係、事業資金等を融資。250万円以内など。
- ◆ **建設・購入の災害復興住宅融資【住宅金融支援機構等】**  
半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。
- ◆ **修理の災害復興住宅融資【住宅金融支援機構】**  
り災証明書を交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。
- ◆ **リバースモーゲージ融資（災害時高齢者特例）【住宅金融支援機構】**  
60歳以上限定の、毎月の返済を利息のみとする住宅再建用の貸付け。購入、再築、修理をする不動産に第1順位の抵当権の設定が必要。元金は、借りた人が亡くなった際に不動産を処分して返済。債務が残っても相続人に請求されません。

## 2 支払の問題

### ■ 住宅などのローンを支払えない／新たなローンとの二重ローンが心配なときは？

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人は、**被災ローン減免制度**（自然災害債務整理ガイドライン）の利用を検討してください。自己破産と異なり、現預金500万円、各種支援金、甲斐金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。また、今あるローンの免除を受けたあと、新たな住宅ローンによる住宅再建にもつながります。なお、この制度を利用してブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは**弁護士会**にお問い合わせください。

### ■ 税金の関係で知っておくべきことは？

水害などの自然災害によって、家屋の浸水（一部損壊を含む）やお墓の被害などを受けた場合には、**所得控除（雑損控除）や災害減免法**による所得税の軽減・免除が受けられる場合があります。詳しくは、お近くの**税務署**などに相談して下さい。

## 3 紛失物の問題

### ■ 本人確認できる証明書（免許証、旅券、マイナンバーカード、保険証など）がなくなってしまったときは？

住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは**各市町の担当課**へ。  
運転免許証は、お近くの**運転免許センター**や住所を管轄する各警察署で再発行手続きをしてください。  
また、保険証が手元になくても、保険診療は受けられます。

### ■ 銀行の通帳などがなくなってしまって、お金がおろせない。再発行は？

銀行の通帳、証書、カードなどについては、銀行等で再発行してもらえます。**各銀行の窓口**にお問い合わせ下さい。通帳を紛失しても権利を失うことはありません。身分証明書があれば持参し、ないときはそのこともあわせて相談してください。

### ■ 権利証の紛失や水没など

不動産の権利証を紛失等しても権利を失うことはありませんのでご安心を。

### ■ クレジットカードがなくなってしまった、水没してしまったら？

各**クレジットカード会社**に連絡をして、新たなカードの発行などを求めてください。

### ■ 自動車が無くなってしまった（使えなくなってしまう）ので、登録を抹消したい

お近くの**運輸支局**に確認を。

### ■ 実印や印鑑登録証がなくなってしまったときは？

実印をなくされた場合は、印鑑登録証の廃止手続きを行ってください。印鑑登録証をなくした場合は、印鑑証明書の交付申請ができませんので、印鑑登録証の亡失手続きを行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる官公署発行の証明書（運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど）が必要です。手続きは**各市町の担当課**に確認してください。

## 4 事業

### ■ 会社を営んでいたが、今回の自然災害で厳しい状況になっているときは？

日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度、グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）など、災害時にはいろいろな融資制度や補助金制度が活用できる場合があります。**金融機関、商工会議所、県**などに相談してみましょう。

### ■ 災害救助法にもとづく「応急修理制度」とは、どんな制度ですか？

災害救助法が適用された市町では、応急修理制度といって、自宅の浸水などの被害に対する**修理の一部を公費**で、行ってもらえる制度が使えます。これまで、り災証明書で「半壊」以上の被害の場合に限られていましたが（その場合の支援額は59万5000円/2019年基準）、今年から、**一部損壊でも一定の被害（10%以上の損害）**の場合には、この応急修理制度が使えるようになりました。その場合の支援額は30万円です。り災証明書の取得がスタートですので、市町に相談して下さい。

### ● 応急修理制度の注意点！

- ・自分で修理してしまった後にお金だけもらうことはできません。必ず**事前に**市町に相談を。
- ・応急修理制度を使うと、その後**仮設住宅に入る権利を失います**。制度を使うかは慎重に判断を。

### ☎ 弁護士さんの無料相談窓口はどこですか？

この**チラシの一番上**にある電話番号にお電話下さい。担当者におつなぎします。法律の問題に限らず、今回の災害のお困りごとはどんなことでも、ぜひお気軽にご相談下さい！

